

第5回 通常総会・研修会を開催







公益社団法人藤沢法人会の第5回通常総会が、6月13日湘南クリスタルホテルにて、会員・来賓他226名出席のもと 開催されました。

総会の前段で開催された研修講演会では、入内嶋晃事業研修委員長の司会で、東京大学名誉教授の月尾嘉男氏をお招きし、「日本が世界地図から消滅しないための戦略」と題する講演を拝聴しました。また、公務のお忙しい中、駆けつけていただいた、鈴木恒雄・藤沢市長よりご祝辞を頂戴しました。

研修講演会後に行われた総会は、田邊勝利総務委員長の司会で進行。川上彰久副会長の開会のことばに続き、司会より定足数を確認し、総会の成立を宣言しました。次に飯塚美沙子副会長より来賓が紹介され、鈴木勝貴会長が挨拶を述べられました。

続いて平成28年度の会員増強優秀支部表彰が行われ、澤邑重夫組織委員長より表彰内容と該当者を発表し、個人では、3件以上の5名に表彰状、3団体に感謝状が、会長より贈呈されました。(表彰状並びに感謝状贈呈者は3頁に掲載)

議案審議は、鈴木会長を議長に、第一号議案・平成28年度財務諸表報告及び監査報告に関する承認の件を上程し、 川又辰治総務委員より内容報告後、大森久巳男監事より監査報告が行われ承認されました(正味財産増減計算書は4頁 に掲載)。第二号議案・任期満了にともなう役員改選に関する承認の件を上程、理事・監事に関し、4月27日に行われた 理事会において各支部より推薦された方々を渡辺勝総務委員より発表し、それぞれ承認を得ました。

次に報告事項として、平成28年度事業経過報告を山﨑正三総務副委員長、平成29年度事業計画を成勢啓一総務委員、平成29年度予算を田村進総務委員(正味財産増減予算書は5頁に掲載)、がそれぞれ報告を行いました。

以上で、議案審議並びに報告を終え、次に星篤・藤沢税務署副署長、増田隆之・藤沢商工会議所会頭、大野千寿子・東京地方税理士会藤沢支部長よりご祝辞を頂戴し、安部英夫副会長の閉会のことばで終了しました。

総会終了後には、先ほど承認された新理事が別室で選考委員会を開催し、正副会長、各委員長等を選出し、懇談会の席上で発表されました。

懇談会では、相原厚志新副会長が開会のことばの後、この席からご臨席いただいた来賓の方々をご紹介し、大石潔・ 藤沢県税事務所長の乾杯のご発声の後、会員相互の交流を目的として盛大に行われ、吉岡耐子副会長の閉会のことば で終了しました。

会長・副会長に選任されました。よろしくお願い申し上げます。

〈 〉内は担当委員会、部会、支部 ※は新任



鈴木 勝貴 鈴木運輸㈱



川上 彰久



〈事業研修、茅ヶ崎北東〉

和田 幸男 ^{(角)サンエイト}



〈 税制、厚生、寒川 〉

大川 信乃



広報、青年部 藤沢北、藤沢北東

※田中 靖一 ㈱富士中商会



組織、藤沢南

※相原 厚志

相和設備工業㈱



※吉岡 耐子

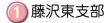
〈順不同・敬称略〉 28年度新入会員紹介の優秀表彰者名 於・第5回通常総会

【個人表彰 ☆年度間紹介社数☆(数字は紹介社数)

- 18 櫻井 淳〈㈱湘南セールスプロモーション〉
- 7 | 張 幹枝〈資キラク〉
- **5** 安部 英夫〈安英建設㈱〉
- 3 河合 幸雄〈侑)三河屋〉、森本奈緒美〈A I U損害保険㈱藤沢支店〉
- **2 大川 信乃**〈㈱オーカワ〉、田村 **進**〈(宗) 鵠沼伏見稲荷神社〉、川口 重幸〈㈱W | N〉、
 - 浅井 明美〈湘南センコー㈱〉、山崎 正三〈㈱サンコーハウジング〉、
 - **倉知 克則**〈何クラチ工業〉、**横山** (株)なんどき〉、**吉岡 耐子**(株)テクノサンキョー〉、
 - 鈴木 義夫〈㈱キスコ〉、川口 カ男〈日欧事務機㈱〉、渡辺 和利〈㈱渡辺特殊食品〉
- 1 鈴木 勝貴〈鈴木運輸㈱〉、飯塚美沙子〈㈱新和〉、川上 彰久〈㈱さんこうどう〉、
 - 和田 幸男〈侑)サンエイト〉、田中 靖一〈㈱富士中商会〉、渡辺 勝〈㈱イフインテリア〉、
 - **裕**〈㈱浜田屋〉、澤邑 重夫〈社会保険労務士法人 澤〉、**松尾 栄三**〈三光化学工業㈱〉、 岩澤
 - **冨岡 正子**〈㈱ユタカ〉、下山 利三〈総和工業㈱〉、沼上 登〈幸友ホーム㈱〉、
 - 透 (㈱タカギフーズ)、蒲生 光子 (俐富田石油商会)、落合ミナ子 (㈱落合電業社)、 高木
 - 長谷川明義〈㈱AKi工業〉、小谷 利雄〈侑小谷木型製作所〉、杉原 栄子〈賛助会員〉、
 - 仁木 芳子〈大同生命保険㈱湘南支社〉、西川 由起〈大同生命保険㈱湘南支社〉、
 - 小島夕加子〈大同生命保険㈱湘南支社〉、山口文江〈大同生命保険㈱戸塚営業所〉、
 - 誠〈A | U損害保険㈱藤沢支店〉、**鳥山 優志**〈A | U損害保険㈱横浜支店〉、 玉井
 - **田中 孝司**〈A | U損害保険㈱横浜支店〉、**那須 清幸**〈A | U損害保険㈱横浜支店〉、
 - 大沢 眞一〈オーエス〉(A | U代理店)、岡田 朋之 (㈱アスノ) (A | U代理店)、
 - **中澤龍太朗** (株)リベロ・パーフェクション (A I U代理店)、
 - **青木 浩一**〈侑フュージョン&エージェントサービス〉(A | U代理店)、
 - 高坂久美子〈ピースコーポレーション〉(AIU代理店)、山崎友次郎〈㈱BUDDY〉(AIU代理店)、
 - 横田 和樹〈ノアインシュアランス〉(AIU代理店)、金子 裕介〈㈱UNITEE〉(AIU代理店)、
 - 古谷歌代子〈侑)イマジン〉(アフラック代理店)、高柳 大介〈アフラック湘南支社〉

支部表彰

(年度間入会数から退会数を差し引いた数値が多い上位3支部を表彰)



茅ヶ崎北東支部

藤沢西支部

団体感謝状

大同生命保険株式会社湘南支社、AIU損害保険株式会社藤沢支店、アメリカンファミリー生命保険会社湘南支社



〈五十音順・敬称略〉 全法連·県法連功労者表彰者名於·全法連·県法連功労者表彰式

全法連功労者表彰受彰者

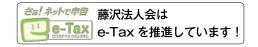
大川 信乃〈㈱オーカワ〉、田中 靖一〈㈱富士中商会〉

県法連功労者表彰受彰者

長田 洋二〈侑おさだ〉、加茂 正司〈㈱カントーテクノ〉、川又 辰治〈増子電気工事㈱〉、張 幹枝〈儨キラク〉

平成 28 年度 正 味 財 産 増 減 計 算 書 _{平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで (単位: 円)}

| 平成 28 年度 | 1 //% U I J I - | | 平成 28 年 4 月 | 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで (単位:円 |
|----------------------|----------------------------------|-------------|----------------------|-------------------------------|
| 科 目 I. 一般正味財産増減の部 | 予算額 | 決算額 | 差 異 | 備考 |
| i.経常増減の部 | | | | |
| (i)経常収益 | | | | |
| 1. 特定資産運用益 | 7,348,000 | 7,570,733 | △ 222,733 | |
| | 45,000 | | 10,622 | |
| (1) 特定資産受取利息 | | 34,378 | | |
| (2) 特定資産受取賃借料 | 7,303,000 | 7,536,355 | | 会館テナント家賃等 |
| 2. 受取会費 | 40,050,000 | 40,994,400 | △ 944,400 | |
| (1)正会員受取会費 | 39,500,000 | 40,195,200 | △ 695 ,2 00 | |
| (2) 賛助会員受取会費 | 550,000 | 799,200 | △ 2 49,200 | |
| 3. 事業収益 | 954,500 | 822,500 | 132,000 | |
| (1) 研修会事業収益 | 574,500 | 490,500 | 84,000 | 研修会等負担金 |
| (2)募金収益 | 280,000 | 182,000 | 98,000 | チャリティゴルフ大会収益 |
| (3) 広告事業収益 | 100,000 | 150,000 | △ 50,000 | 機関誌の広告料 |
| 4. 受取補助金 | 18,682,500 | 18,795,761 | △ 113 ,2 61 | |
| (1)都道府県補助金 | 1,890,000 | 2,003,261 | △ 113,261 | |
| (2)全法連助成金振替額 | 16,792,500 | 16,792,500 | | 全法連による助成金 |
| 5. 雑収益 | 1,398,000 | | | |
| | 1 1 | 1,509,446 | △ 111,446 | |
| (1) 受取利息 | 5,000 | 357 | 4,643 | |
| (2) 雑収益 | 1,393,000 | 1,509,089 | △ 116,089 | |
| 経常収益計 | 68,433,000 | 69,692,840 | △ 1,259,840 | |
| (ii)経常費用 | 1070000 | 10 70 (00= | 75.00 | IM ロ (A ト イ) レケ |
| 給料手当 | 18,780,000 | 18,704,967 | | 職員給与手当等 |
| 退職給付費用 | 442,500 | 442,500 | | 職員退職金積立 |
| 福利厚生費 | 2,858,544 | 2,886,674 | | 社会保険料等 |
| 旅費交通費 | 3,327,160 | 3,041,565 | | 通勤交通費、出張旅費等 |
| 通信運搬費 | 4,882,870 | 4,321,141 | 561,729 | 切手、葉書、運送料等 |
| 減価償却費 | 2,225,660 | 2,225,660 | 0 | |
| 消耗什器備品費 | 2,407,688 | 2,569,621 | △ 161,933 | |
| 消耗品費 | 2,753,498 | 2,579,675 | 173,823 | 事務用品等 |
| 修繕費 | 658,000 | 951,145 | △ 293,145 | |
| 印刷製本費 | 6,782,256 | 6,767,084 | | 機関誌印刷費等 |
| 光熱水料費 | 803,000 | 613,771 | | 電気、水道代 |
| 賃借料 | 112,232 | 100,411 | 11,821 | |
| 事務所管理費 | 1,968,744 | 1,767,714 | 201,030 | |
| 会場費 | 239,390 | 272,032 | △ 32,642 | |
| 保険料 | 225,000 | 225,000 | 0 02,042 | 公勿負寸 |
| 諸謝金 | 3,394,600 | 3,359,204 | ~ | セミナー等講師料 |
| | | 1 | , | |
| 租税公課 | 1,639,800 | 1,230,850 | 408,950 | |
| 会議費 | 7,432,780 | 7,718,009 | | 会議飲食代等 |
| 委託費 | 4,189,112 | 4,187,093 | 2,019 | |
| 支払負担金 | 1,700,520 | 1,722,567 | △ 22,047 | |
| 支払寄付金 | 385,000 | 385,000 | 0 | |
| 渉外慶弔費 | 300,000 | 222,400 | 77,600 | |
| 表彰費 | 1,177,120 | 879,828 | 297,292 | |
| 支払手数料 | 568,800 | 563,970 | | 顧問料、各種振込手数料他 |
| 雑費 | 30,000 | 12,780 | 17,220 | |
| 経常費用計 | 69,284,274 | 67,750,661 | 1,533,613 | |
| 当期経常増減額 | △ 851,274 | 1,942,179 | | |
| ii . 経常外増減の部 | | | | |
| (i) 経常外収益 | | | | |
| | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | | |
| (ii)経常外費用 | | | | |
| 法人税及び住民税 | 70,000 | 70,000 | 0 | |
| 経常外費用計 | 70,000 | 70,000 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | △ 70,000 | △ 70,000 | 0 | |
| 他会計振替額 | 7 3,000 | . 5,555 | | |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 921,274 | 1,872,179 | △ 2 ,793,453 | |
| 一般正味財産期首残高 | 218,735,716 | 218,735,716 | | |
| 一般正味財産期末残高 | 217,814,442 | 220,607,895 | | |
| Ⅱ 正味財産期末残高 | 217,814,442 | 220,607,895 | △ 2,793,453 | |
| 业 业外均性别不 没同 | Z17,014,44Z | LLU,UU1,093 | △ ∠, <i>I</i> უა,4ეა | |



平成29年度 正味財産増減予算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

| 7. 2.5 1及 | 00 左应又然 | 00 左효국상 | | |
|-------------------|-------------|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 科目 | 29 年度予算 | 28 年度予算 | 増減 | 備考 |
| I. 一般正味財産増減の部 | | | | |
| i. 経常増減の部 | | | | |
| (i)経常収益 | 7 505 000 | 7 2 4 0 2 2 2 | 157.000 | т |
| 1. 特定資産運用益 | 7,505,000 | 7,348,000 | 157,000 | |
| (1)特定資産受取利息 | 35,000 | 45,000 | △ 10,000 | |
| (2)特定資産受取賃借料 | 7,470,000 | 7,303,000 | | 会館テナント家賃等 |
| 2. 受取会費 | 39,500,000 | 40,050,000 | △ 550,000 | |
| (1) 正会員受取会費 | 38,650,000 | 39,500,000 | △ 850,000 | |
| (2) 賛助会員受取会費 | 850,000 | 550,000 | 300,000 | |
| 3. 事業収益 | 875,000 | 954,500 | △ 79,500 | |
| (1)研修会事業収益 | 495,000 | 574,500 | | 研修会等負担金 |
| (2)募金収益 | 200,000 | 280,000 | △ 80,000 | チャリティーゴルフ大会収益 |
| (3) 広報事業収益 | 180,000 | 100,000 | 80,000 | |
| 4. 受取補助金 | 18,619,900 | 18,682,500 | △ 62,600 | |
| (1)都道府県補助金 | 1,630,000 | 1,890,000 | △ 260,000 | |
| (2) 全法連助成金振替額 | 16,989,900 | 16,792,500 | | 全法連による助成金 |
| 5. 雑収益 | 4,101,000 | 1,398,000 | 2,703,000 | |
| (1) 受取利息 | 1,000 | 5,000 | △ 4,000 | |
| (2) 雑収益 | 4,100,000 | 1,393,000 | 2,707,000 | |
| 経常収益計 | 70,600,900 | 68,433,000 | 2,167,900 | |
| (ii)経常費用 | , 5,500,300 | 55, 7 55,660 | 2,107,300 | L |
| (II) 経常負用 給料手当 | 18,750,000 | 18,780,000 | | 職員給与手当等 |
| 1 | | 442,500 | | 臧貝紀子于ヨ寺 職員退職金積立 |
| 退職給付費用 | 1,237,500 | | | |
| 福利厚生費 | 2,920,544 | 2,858,544 | | 社会保険料等 |
| 旅費交通費 | 3,303,160 | 3,327,160 | | 通勤交通費、出張旅費等 |
| 通信運搬費 | 4,394,270 | 4,882,870 | | 切手、葉書、運送料等 |
| 減価償却費 | 2,086,273 | 2,225,660 | △ 139,387 | |
| 消耗什器備品費 | 1,946,564 | 2,407,688 | △ 461,124 | |
| 消耗品費 | 2,886,644 | 2,753,498 | | 事務用品等 |
| 修繕費 | 3,928,000 | 658,000 | 3,270,000 | I . |
| 印刷製本費 | 7,001,112 | 6,782,256 | | 機関誌印刷費等 |
| 光熱水料費 | 553,000 | 803,000 | | 電気、水道代 |
| 賃借料 | 119,232 | 112,232 | 7,000 | |
| 事務所管理費 | 1,506,504 | 1,968,744 | △ 46 2,2 40 | |
| 会場費 | 282,640 | 239,390 | | 会場費等 |
| 保険料 | 225,000 | 225,000 | 0 | |
| 諸謝金 | 3,513,400 | 3,394,600 | - | セミナー等講師料 |
| 租税公課 | 1,309,800 | 1,639,800 | △ 330,000 | |
| 会議費 | 7,885,200 | 7,432,780 | | 会議飲食代等 |
| | 4,189,112 | 4,189,112 | 432,420 | |
| 支払負担金 | 1,726,520 | 1,700,520 | 26,000 | |
| 文仏真但並 支払寄付金 | 385,000 | 385,000 | 20,000 | ļ |
| 文仏奇刊金 渉外慶弔費 | 300,000 | 300,000 | 0 | Į |
| | 967,120 | 1,177,120 | △ 210,000 | Į |
| . . | | | | |
| 支払手数料 | 568,800 | 568,800 | 0 | 顧問料、各種振込手数料他 |
| 推費 | 30,000 | 30,000 | 0 701 101 | <u> </u> |
| 経常費用計 | 72,015,395 | 69,284,274 | 2,731,121 | <u> </u> |
| 当期経常増減額 | △ 1,414,495 | △ 851,274 | △ 563,221 | <u> </u> |
| ii. 経常外増減の部 | | | | <u> </u> |
| (i) 経常外収益 | | | | |
| | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 1 | |
| (ii) 経常外費用 | | | | |
| 法人税及び住民税 | 70,000 | 70,000 | 0 | |
| 経常外費用計 | 70,000 | 70,000 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | △ 70,000 | △ 70,000 | 0 | |
| 他会計振替額 | , = = 0 | , 2, 2, 0 | | |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 1,484,495 | △ 921,274 | △ 563,221 | |
| 一般正味財産期首残高 | 217,814,442 | 218,735,716 | 555,221 | ļ |
| 一般正味財産期末残高 | 216,329,947 | 217,814,442 | l | ļ |
| Ⅱ 正味財産期末残高 | 216,329,947 | 217,814,442 | △ 1,484,495 | |
| · 止外的注剂小儿同 | L10,0L3,341 | L11,U14,44Z | <u> </u> | |

しおかせ 第321号

税金よもやま話



東京地方税理士会 藤沢支部 税理士 小田隆一

あなたの会社の「代表者貸付金」と「代表者借入金」! 税務署はこう見ています!?

新事務年度がスタートしたこの時期、某税務署では今年度の法人税実地調査を予定している A 社及び B 社について、過去の申告状況及び決算書数値を丹念に分析しています。担当統括官は、A、B 社ともに、法人と代表者との多額の金銭貸借取引に着目した様子です。期待の若手調査官を呼び、早速、調査の実施を指令しました。

統括官「A 社の代表者貸付金が毎期増加傾向にあるが、調査のポイントは何かな?」

調査官「はい、役員報酬を低く設定しすぎたことから生活費が足りず一時的な役員報酬の代わりとして代表者貸付金勘定を使い生活費を捻出にしているか。あるいは、領収証を出せないような不正支出を一時的に貸付金としたもの。また、赤字を回避するために正当な経費を貸付金に振り返るなどの事例も想定できます。受取利息の計上の確認も含め、返済実績もなければその実態は「役員賞与」だと認定することも前提に調査します。」

統括官「B 社は好況の割に代表者借入金が全く減る気配がない。調査してみるか」

調査官「はい、代表者借入金は資金源がポイントですね。明確な資金源がない場合は、税金を減らす目的で(現金)/(売上)と仕訳すべきところを、(現金)/(代表者借入金)として売上を抜いていたり、でたらめの経費をでっち上げて出金した裏金を代表者借入金勘定により再び会社に還流させたりしていることも想定できます。いずれにしても、代表者貸借勘定は「どんぶり勘定」に起因することが多いですので、帳簿実態を確認する観点からも調査を実施したいと考えます。」

怖いですね~。法人税確定申告書に添付して提出された決算書上に、会社と代表者との資金貸借があるだけで、税務署の調査担当者はこれだけの想定をしているのです(字数が許せば、その想定ポイントは限りないものとなるでしょう。しかし紙面の都合上代表的なものを上げました)。

会社と代表者との金銭貸借は基本的には1年以内の短期勘定が理想(決算書に表れないように)ですが、会社の諸事情により長期勘定となっていることも多いのが事実です。性悪説に立つ税務署の調査担当者の想定は自由ですが(それがお仕事)、まじめに日々記帳・申告している多くの会社にとってはあまり気持ちのいいものではありませんよね。

他方、代表者貸借勘定は、金融機関からの印象も良くないようです。代表者貸付金については、運転資金として会社に融資したお金がその目的を逸脱して代表者に流れている(個人を通した別会社への迂回融資の疑念等)などの印象により会社評価が下がりがちとなるでしょう。また、代表者借入金については、自己資本比率(自己資本/総資本)の低下が融資上のネックとなるでしょう。

会社と代表者との貸付金、借入金等金銭貸借を解消する対策としては、代表者貸付金の場合、 $2\sim3$ 年のスケジューリングにより給与を増額し(社保、所得税の負担は増しますが)返済に充てていきます。間違っても債権放棄などしたら NG です。法人税だけでなく所得税も負担することになるでしょう。また、代表者借入金については、①給与を減額してその分を返済に充てる。②繰越欠損金があれば、債務免除する(債務免除による課税を繰越欠損金で相殺する)。また、③ DES(デット・エクイティ・スワップ)により借入金を株式に変換するなど、3つの方法が代表的解決策です。代表者借入金は相続税の計算上、額面金額で相続財産として評価される一方で、DES により株式化した場合の株式の相続税評価は、その時点における会社の価値で評価することになり、相続税の節税対策につながることもポイントですね。

決算間近の会社は、決算書上の代表者貸借科目を再度確認してみてもいいかもしれませんね。

「知って得する?」社労士の独り言第21回

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に 関するガイドラインについて

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部 特定社会保険労務士 石川 貢

平成 29 年 1 月 20 日に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(以下、ガイドラインという。)が策定されました。このガイドラインは使用者が講ずべき措置を具体的に示しています。このガイドラインの概要(抜粋)を見ていきます。

ガイドラインの主なポイント

*使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- *労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間 は労働時間に当たること
- *例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行って いた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- *使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- (1) 原則的な方法
 - 使用者が、自ら現認することにより記録すること
 - タイムカード、IC カード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ①自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、 十分な説明を行うこと
 - ②自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間の記録等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設ける等、適正な申告を阻害する措置を設けてはならないこと。 さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- *賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に 記入しなければならないこと

1. ガイドラインの適用範囲

対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定(労働基準法第4章)が適用される全ての事業場です。対象 労働者は、労働基準法第41条に定める者(管理・監督者)及びみなし労働時間制(専門、企画業務型裁量労働制、 事業場外労働で労働時間の算定が困難なもの)が適用される労働者(事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働 時間制が適用される時間に限る。)を除く全ての者です。

なお、ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要(労働安全衛生規則第22条第9号、第52条の2(時間外・休日労働の算定)、第52条の8)があることから、使用者は適正な労働時間管理を行う責務があります。

2. ガイドラインの労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。(平成 12 年 3 月 9 日最高裁第一小法 廷判決 三菱重工長崎造船所事件)。

労働時間に該当するか否かは、客観的に見て労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって個別に判断されます。例えば次のような時間です。

●使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等) や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間

実務上の注意点としては、ガイドラインを基準として、個々の事業場において、早急に現状の労働時間管理を点検し、ガイドラインに沿った時間管理ができるよう改善しょう。

※以下から今回使用したガイドラインとリーフレットがダウンロードできます。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

- http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-04.pdf
- 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(リーフレット)
- http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000152692.pdf

法人

金の

業

5/21

参加人数46名

藤沢北東支部バーベキュー大会(弁慶果樹園)



6/3

参加人数144名

茅ヶ崎三支部合同地引網大会(カネサ網)



5/28

参加人数17名

青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜)



6/8

参加人数28名

藤沢西支部ゴルフ大会(芙蓉カントリー倶楽部)



1回 丸山裕司 氏 (㈱プロスパー)

2位 橋本憲昭氏〈街憲総合事務所〉

3位 小川 渥氏 (㈱シンメイ)

神奈川県 からの お知らせ 《eLTAXを御利用のみなさまへ》 6月19日から添付ファイルの 取扱方法が変わります。 e L T A X では、情報セキュリティ対策強化のため、平成29年6月19日から、電子申請・届出及び電子申告(以下「電子申請等」といいます。) における添付ファイルの取扱方法が変更となりますのでお知らせいたします。

テキスト

.txt 又は .csv

Word

.doc 又は .docx

Excel

.xls 又は .xlsx

PDF

.pdf

画像

.jpg

- ●電子申請等に添付可能なファイルは左表のとおりです。一太郎及びロータスのファイルは添付不可となります。
- ●電子申請等に添付されたファイルは、ポータルセンタにおいて、ファイルを再構成し、悪意の可能性のあるデータ領域を除去する処理(以下「無害化処理」といいます。)を実施し、提出先団体へ配信されます。無害化処理の結果は受付結果と別に通知されますので、併せてご確認ください。
- ●平成29年6月16日の20時以降に、神奈川県に対して電子申請等を行う場合、変更後の処理が適用されるため、一太郎及びロータスの添付ファイルは削除されます。また、その他の形式の添付ファイルは無害化処理が実施されますのでご留意ください。

詳細につきましては、次のページをご覧ください。

● e L T A X ホームページ

https://www.eltax.jp/www/contents/1491869933886/index.html

神奈川県ホームページの県税便利帳

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/kenzei/

お問合せ先 神奈川県総務局財政部税務指導課 電話:045-210-1111(代表)

地域の会員企業紹介

有限会社 起田組

業 種 型枠大工工事業

事業内容 マンション、老人ホーム、ビル他、新築工事、 改修工事も施工しております。 安全、品質に拘り各作業員、協力会社が

一致団結し、頑張っております。

代表者 起田和彦

住 所 藤沢市菖蒲沢 474-1

電話 0466 (49) 3977

FAX 0466 (49) 3978

メール okitagumi@gol.com





株式会社 鈴機商事

業 種 建設機械のレンタル、販売、修理

事業内容 工事現場で必要なあらゆる建機、車両、機材をレンタル・販売しております。

また、建機のメンテナンスや特定自主検査に至る まで、お急ぎの時は現場出張も承ります。

ご不要になりました建機等の売却にも対応いたします。

建機の事なら何でもご用命ください。

代表者 長田 伸

住 所 藤沢市遠藤 4660

電話 0466 (48) 8888

FAX 0466 (48) 4001

メール szk@szk-shouji.co.jp

URL http://www.szk-shouji.co.jp/



合同会社 ライフブレインズ

業 種 高齢者向商品の企画・販売

事業内容 高齢化社会に受け入れられる高齢者主体の 視点での商品の企画・販売 高齢化社会において、 高齢者の見守り、認知症徘徊時の予防対策 <身元確認・保護対策、脳活(脳の活性化方策)> 商品を提供し、社会への貢献を図る。

主力商品名:ID Insole (アイディーインソール)

(代表者) 品田 宰

住 所 藤沢市鵠沼石上 2-8-6-301

電話 0466 (26) 1344

FAX 050 (3737) 9307

メール info@life-brains.jp

URL http://life-brains.jp





会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました!企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

カラー全面 (裏表紙) →30,000円

カラー全面 (中 頁) →20,000円

カラー半面 (中 頁) →10,000円

カラー1/3面(中 頁) →5,000円

カラー1/4面(中 頁) →3,000円

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹会ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。

※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも 出来ます。〈指定がない場合は全域(約3500件)となり ます。〉

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

----- 新入会員のご紹介

■平成29年4月入会

| 支部 | | 区 | 法人名 / 屋号 | 代表 | 者名 | 所在地 | 電話 | 業種 |
|------|---|----------|-----------|----|----|----------------|---------------|-----------|
| 藤沢北東 | 5 | Œ | (株)ウィステリア | 杉本 | 博 | 湘南台2-22-16-301 | 090(7171)0360 | 経営コンサルタント |
| 藤沢南 | 1 | 賛 | ボウルズ田中 | 田中 | 啓三 | 片瀬海岸2-14-12 | 0466(27)4049 | 賃貸業 |

■平成29年5月入会

| 支部 | | 分 | 法人名 / 屋号 | 代表者名 | 所在地 | 電話 | 業種 |
|-----|---|-----------|-----------|-------|---------------|---------------|------|
| 藤沢南 | 4 | 正 | ㈱アイオーフィット | 福田 倫子 | 鵠沼海岸2-7-1 | 0466(33)8611 | 小売業 |
| 藤沢南 | 7 | 正 | 侑町田興業所 | 町田 哲也 | 鵠沼藤が谷3-13-5-2 | 0466(76)6483 | 設備工事 |
| 藤沢西 | 7 | 正 | ㈱ムトウ建設 | 武藤 隼斗 | 羽鳥4-9-27 | 080(6643)0514 | 建設業 |
| 藤沢北 | 1 | 正 | ㈱湘南ホーム | 大澤 秀美 | 長後1227-26 | 0466(43)7399 | 建設業 |
| 藤沢西 | 8 | 賛 | Oneness | 宍戸 美子 | 赤松町5-14-406 | 070(4289)3284 | 広告 |

※区分の正は正会員、賛は賛助会員になります。

※賛助会員としてご入会いただいた個人の方はお名前のみの表示とさせていただきます。(敬称略)

【4月入会】大野遥佳

【5月入会】原 輝雄



医療百話



湘南藤沢徳洲会病院 院長 篠崎 伸明

薬物アレルギーについて

薬の多くは分子量が小さいことから、一般的には アレルギーは起こしにくいとされていますが、まれに起 こすことがあります。また、人体から抽出したもの以外 を使った分子量の大きな薬は、アレルギーを起こしや すいといわれています。主な症状として、発疹、皮膚や 目のかゆみなど。検査の結果により肝障害、血液障害 などがわかることもあります。気管支喘息や、最も重症 であるアナフィラキシー・ショックを起こすこともあり ます。アナフィラキシー・ショックは、全身に起こる急性 アレルギー反応で、急激に血圧が下がり、呼吸困難に 陥って意識を失うこともあります。抗生物質、特にペニ シリン系やセフェム系の薬を使用した場合に、なんら かのアレルギー反応がみられることが多く、鎮痛剤や 非ステロイド抗炎症薬、ホルモン剤、酵素製剤、造影剤 などでも他の薬に比べてアレルギーを起こしやすいと いわれています。

ペニシリンは感染症に対する効果が高く魔法の薬といわれていましたが、そのペニシリンも注意しなくてはいけないことを学んだのが「ペニシリンショック」事件です。1956年東京大学法学部尾高朝雄(おだか

ともお)教授が、自宅の近くの歯科医院で歯の治療中にペニシリン注射によるアレルギーショックを起こし搬送先の病院で亡くなりました。重篤なショックを伴うアレルギー反応が原因でした。当時の放送界の重鎮が予想外のことで亡くなったことで社会問題に発展しました。その頃のペニシリン製剤は、純度の最もたかいものでも75%程度で多くの不純物が含まれていたと考えられ、尾高教授のアレルギーショックもペニシリン以外の物質が原因であったかもしれません。現在のペニシリン製剤は純度99%以上になっておりショックの発生頻度は低いものになっています。しかし、アレルギー反応は個人の体質によって異なるので、過去の特別な薬に対する反応は自分で書き遺しておくことが大切です。

アレルギー反応の始めは軽症でも、重症化すること もあるので注意が必要です。

防ぎ方は、一度、薬物アレルギーを起こすと体内にその薬に対する抗体が残るため、同じような薬を飲んだ時でもアレルギーを起こしてしまいます。薬物アレルギーを起こした場合は、たとえ軽症でもその薬の名前を覚えておき、必ず医師・薬剤師に伝えましょう。また、アレルギーは同じ体質の人にも起こりやすいので、家族にアレルギーがある場合にも、医師・薬剤師に伝えましょう。薬だけでなく、卵、牛乳などにアレルギーのある人は、それらの成分が含まれた薬に注意が必要です。消炎酵素剤の塩化リゾチームには卵の成分が、下痢止めのタンニン酸アルブミンには牛乳の成分が含まれている場合があります。



がおじゃましました」会員訪問

vol.014 観光農園 弁慶果樹園さん

バーベキューや動物との触れ合いが楽しめる観光農園

神奈川県藤沢市北西部、慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス近くに広大な敷地をもつ「弁慶果樹園」。

「もとは農家だったんですが、父の後を継いだ約30年前に、長く続けられる仕事として、観光農園をスタートさせました」と話すのは、弁慶果樹園代表の冨田立郎(とみたたつお)さん。

化学肥料と除草剤をいっさい使わず、有機質肥料100%にこだわり、ぶどうや柿を育てています。弁慶果樹園のいちばんの特徴は400坪の大きなブドウハウス。全天候型のバーベキュー場として通年利用でき、個人や家族連れはもちろん、社員旅行など数百人規模のバーベキュー大会や野外イベントが行われています。「食材も用意できますので手ぶらで参加できますが、持ち込みも可能です」(冨田さん)。

ほかにも、餅つきやフリーマーケット、結婚式場などに利用され、なんと年間400組もの利用客で賑わっています。農園のアイドル、ポニーの「駒子」やヤギの「クロちゃん」を目当てに訪れる人も多いとか。タイミングがあえば乗馬体験もできます。

「野外イベントは開放的でリラックスできるので、誰もが笑顔になります。オートキャンプや宿泊施設、火おこしや薪割り体験など、今後も楽しい企画をプランしていますので、ぜひ皆さんお揃いで遊びに来てください!」



〈バーベキュー情報〉

1296円~2160円

食材の持ち込み可能

コンロのレンタルあり

食材メニューは

まで4種類

農園は アイデアの宝庫! 楽しい企画を 考えています!

◆代表の冨田立郎さん。
ポニーの駒子と一緒に。



▲大型のブドウハウスは、明るく 気持ちのいい空間♪



▲昨年8月の藤沢西支部バーベキュー大会の様子。



弁慶果樹園

TEL: 0466-48-6660 FAX: 0466-21-6033
フリーダイヤル: 0120-48-6669 (県内の固定電話からのみ)
Web: www.cityfujisawa.ne.jp/~ben-k/
住 所/神奈川県藤沢市遠藤6190番地
開園時間/土日祝日の10時~17時(3月~10月)
入 園 料/大人1時間未満216円、1時間以上324円、
子供(1歳~小学6年生)は各半額

〈交通アクセス〉

車:神奈川県藤沢市北西部にある 「慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス」のすぐそば

電車:最寄駅「湘南台」(小田急、相鉄、横浜市営地下鉄)西口より 慶応大学行きバス「慶応大学」下車、徒歩約10分

取材・掲載ご希望の方は事務局まで御連絡ください。

取材・文 / 渡辺里佳

協力 / 株式会社 湘南社 http://shonansya.com

TAO税理士法人夏のセミナー

平成29年7月20日(木) 16:00~18:00 開催

参加費無料!

- ・ 税務調査で当局が必ず見るポイントは?
- ・ 税務調査対策として書面添付制度は有効か?
- ・ 労働基準法改正で何が変わる?
- ・ 経営者として見過ごせない残業時間の管理、その対応は?

一部 16:00~

「当局が行う税務調査対応について」

~税務当局の組織と役割、税務手続きの変遷、税務調査の実態~

【講師】 税理士 野原武夫 氏



プロフィール

昭和 49 年札幌国税局採用後、同 50 年渋谷税務署配属。以来、東京国税局管内において調査官、調査審理課主査として、数多くの 税務調査事案に携わる。平成14年野原武夫税理士事務所開業後は税務相談や書籍執筆を中心に活躍している。TAO税理士法人顧問。



「どうなる? 労基法改正『残業720時間』ショック!」

~そうか、君はもう残りはないのか ... ~

【講師】社会保険労務士 阿部毅 氏(横浜賃金労務管理オフィス所長)



平成 17 年社会保険労務士登録開業。現在、横浜市において職員 15 名で神奈川県内中小企業を中心に労務顧問として就業規則の作成や賃金制度の構築等、様々な労務管理のサポートに携わる。就業規則作成の実績は 100 社以上。また経営セミナー講師としても活躍している。



| | セミナー開催概要 |
|------|--|
| 日 時 | 平成29年7月20日(木)16:00~18:00(15:30受付開始) |
| 場所 | 藤沢商工会館ミナパーク303号室 |
| アクセス | JR東海道線藤沢駅北口から徒歩3分 |
| 参加費 | 無料 |
| 定 員 | 50名 |
| 申込方法 | お電話・メール・FAX・WEBサイトよりお申し込みください。(※事前予約制) |

皆様お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

TAO税理士法人

神奈川県藤沢市鵠沼石上 1-1-15 藤沢リラビル4F TEL:0466-25-6008 FAX:0466-25-6968 MAIL:tao@tao.or.jp

http://www.tao.or.jp

TAO税理士法人

検索





第321号 発行/公益社団法人 藤沢法人会 編集/広報委員会